

さいたま市ふるさと納税返礼品等の募集に係る実施要項

1 趣旨・目的

さいたま市（以下、「本市」という。）に対して、ふるさと納税制度を利用した寄附（以下、「ふるさと納税」という。）をした者への感謝の意を表するとともに、寄附を契機として本市の魅力を市外に発信し、地域産業の活性化や交流人口の増加に寄与することを目的として、寄附者に物品や役務（以下、「返礼品等」という。）を提供する法人、団体又は個人事業者（以下、「協力事業者」という。）を広く募集する。

2 募集条件

（1）協力事業者について

協力事業者は、次の要件を全て満たす者であること。

ただし、次の要件を全て満たしている場合でも、総合的に判断して、本市が協力事業者として適当でないと認めた場合は、返礼品等の協力事業者として登録はできない。

ア 提供する物品又は役務に関連する、各種法令規則等に沿った生産・製造・販売等を行っていること。

イ さいたま市税を滞納していないこと。

ウ 返礼品等の受発注及び納品の管理等のため、インターネットに接続できる環境を有すること。

エ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。

オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号）、暴力団員（同法第 2 条第 6 号）ではないこと。同法で規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものでないこと。

カ さいたま市暴力団排除条例（平成 25 年 4 月 1 日条例第 86 号）第 5 条を遵守していること。

キ 埼玉県暴力団排除条例（平成 23 年埼玉県条例第 39 号）第 6 条を遵守していること、かつ、第 19 条から第 22 条の規定に違反していないこと。

ク 返礼品等を用意するため、下請契約その他の契約を締結するにあたり、上記オ、カ、キのいずれかに該当することを知らず相手方と契約を締結していないこと。

ケ さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成 19 年 4 月 1 日施行）により、入札参加停止の措置を現に受けていないこと。

コ 本市では、返礼品等の受発注、配送管理等に関する業務について「さいたま市ふるさと納税事務代行業務委託事業者（以下、「委託事業者」という。）」へ委託していることから、返礼品等の受発注や代金の支払い方法など、委託事業者と連携・協力して業務に当たることができ、委託事業者と直接返礼品等の提供に関する契約締結等が可能であること。

サ 本市において、過去に協力事業者として登録取消又は解除通知を受けていないこと。

【令和8年度本市委託事業者について】

① 株式会社 J T B 埼玉支店

埼玉県さいたま市大宮区仲町2-75 大宮フコク生命ビル7階

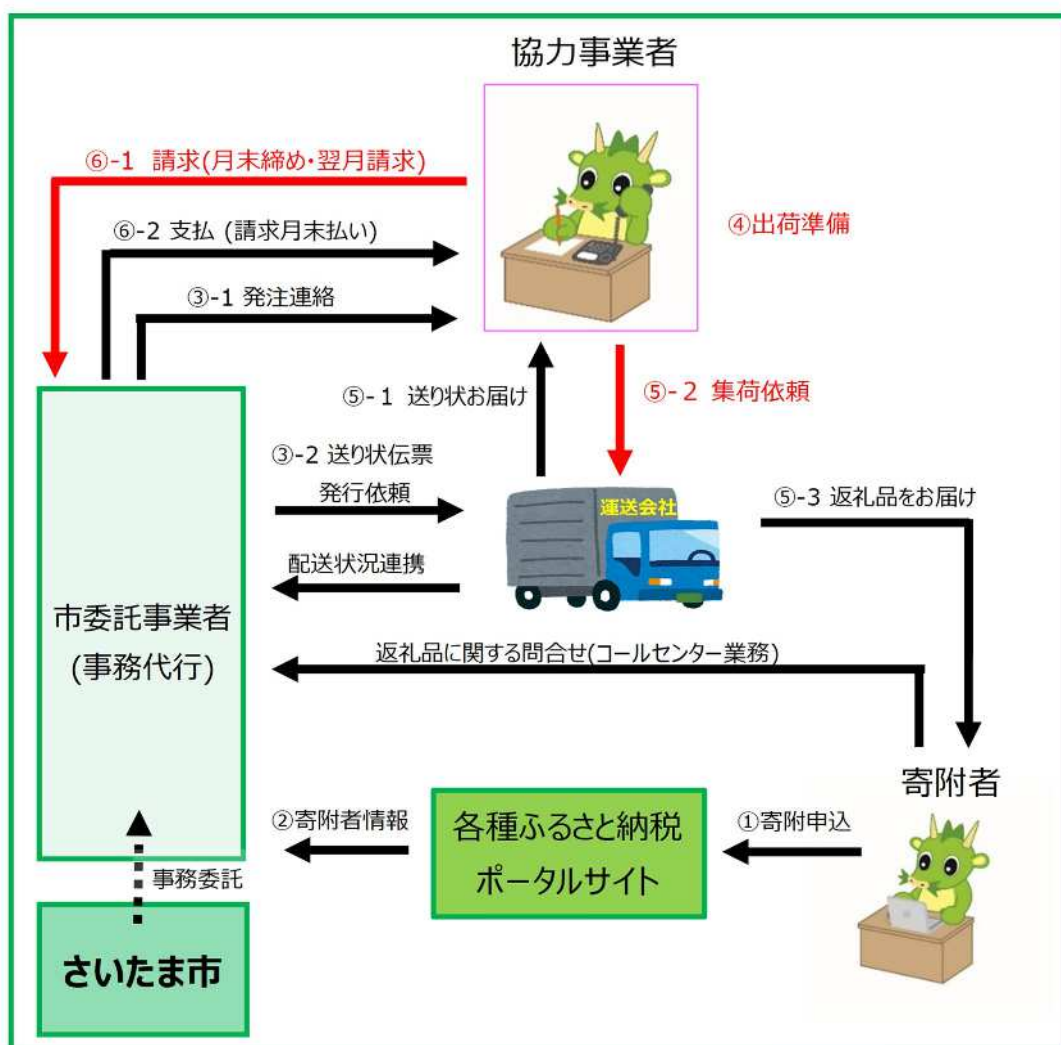
対象サイト：ふるさとチョイス、auPAY ふるさと納税、セゾンのふるさと納税、
KABU&ふるさと納税、ふるラボ、Vふるさと納税、マルイふるさと納税、
まいふる、ケアネットふるさと納税、ニフティふるさと納税、ふるさと納税デパート、YAMAP ふるさと納税、楽天ふるさと納税、ふるなび、
JRE MALL ふるさと納税、Amazon ふるさと納税
(令和8年4月1日時点)

② 株式会社さとふる

東京都中央区京橋二丁目2番1号

対象サイト：さとふる

ふるさと納税の返礼品等発送業務の流れ（令和8年4月1日時点）



(2) 返礼品等について

次の要件を全て満たしている物品や役務であること。

ア さいたま市の魅力の発信、さいたま市のイメージ向上、地域産業の振興、観光誘客のいずれかに資するもの。

イ 平成 31 年 4 月 1 日付け総務省告示第 179 号に規定される総務大臣が定める地場産品基準（以下、「地場産品基準」という。）や総務省通知に適合するものであること。

ウ 公序良俗に反しないものであること。

エ 特定の宗教・宗派、思想・信条等にかかわるものではないこと。

オ 科学的根拠のない効果、効能をうたうものではないこと。

カ 自ら生産したもの以外の物品又は、自ら行う役務の提供以外に関連する事業者等がある場合は、当該事業者等に本市のふるさと納税の返礼品等として提供することについて事前に同意を得ていること。

キ 品質及び数量の面において、安定供給が見込めること（あらかじめ期間や数量を示して供給するものを除く）。

ク 飲食物の場合は、食品表示法上及びふるさと納税制度における地場産品基準上、産地名を適正に表示すること。また、本市が必要と認めるときは、事業者等に対し、実施調査等を含む調査を行うため、事業者等は調査が適正に実施できるよう必要な書類等の整備・保存を行い、これに誠実に応じること。なお、産地名の偽装等、上記の法律や基準等に適合しないことが判明した場合には、本市返礼品の登録を解除するとともに、本市が被る損害に係る賠償の請求等を行う場合がある。

ケ 飲食物の場合は、寄附者に返礼品が到着後、一定期間の消費又は賞味期限が保証されていること。鮮度が高く要求されるものについてはこの限りではないが、返礼品の発送希望日等を事前に寄附者に確認・調整等を行ってから発送できるものであること。また、生花等、時間の経過により利用価値が著しく損なわれるものについても同様の配慮を行うこと。

コ 役務の提供の場合は、本市内で提供されるものに限る。また、提供される役務の主要な部分が、相当程度、本市に関連性のあるものであること。

サ 役務の提供の場合は、寄附者に対し、利用券（電子クーポン可）を発行するものとし、利用券は、転売・譲渡の防止措置を施すこと。また、期間限定・日時指定の役務を除き、原則として有効期限については、寄附者へ送付後、1 年程度あること。

また、各業界や業種が公表するガイドラインを遵守した対策がなされ、かつ、その旨の表示が利用者に理解できるようになされていること。

シ キャラクター等を使用する場合、使用に対する許可権限を持つ者から許諾を得ていること。

ス 本市が求める場合に、提案価格や地場産品基準の妥当性を示す資料等、必要な情報を提出できること。

セ 本市が求める場合に、物品のサンプルの提供又は、役務の現場での確認ができること（原則として無償）。

ソ 委託事業者の指定する宅配業者（以下、「宅配業者」という。）により、配送が可能なものであり、かつ、市又は委託事業者の発注後、速やかに発送できるものであること。

と。受注生産による返礼品についてはこの限りではないが、寄附者への送付期間について目安を示せるものであること。また、寄附者の配送希望日が特定の日に集中する可能性がある物品については、その対応が可能な体制が構築されている物品であること。

(3) 返礼品等の価格と寄附金額の設定について

- ア 返礼品等の価格は、物品代に荷造・箱・梱包代・消費税を含めた価格にすること（役務の場合も同様）。なお、返礼品等の価格が 100 万円を超える場合には、申込み前に市と協議すること。
- イ 設置費用等が別途発生する場合は、その額は返礼品等の価格に含めること。なお、設置等の手続きは協力事業者が行うこと。
- ウ 寄附金額は、返礼品等の価格に 3 分の 10 をかけた額を基本として市が決定する。なお、総務省が定める経費率を超えないよう、高めに寄附金額を設定する場合がある。

(4) 費用負担について

- ア 寄附者に選択された返礼品等の代金と送料は、市が負担する。
- イ 寄附者から返礼品等の品質等のクレームにより返礼品等の回収及び再配送を行った場合にかかる費用は、協力事業者の負担とする。ただし、宅配業者の瑕疵による場合は、この限りではない。
- ウ 代替品等による補償、交換その他苦情対応に要する経費について、本市は一切負担しない。

3 協力事業者の特典・義務等

- (1) 本市ホームページ及び本市が利用するふるさと納税の専門インターネットサイト（以下、「ポータルサイト」という。）に返礼品等の画像、商品名、事業者名等を掲載する。ただし、返礼品等の内容・在庫数量等によっては、ポータルサイトのうち一部への掲載とする場合があるが、その場合は、本市が任意で決定する。
- (2) 返礼品等の発送時に送料に影響しない範囲において、自社の商品カタログ、チラシ等を同梱して発送することができる。
- (3) 本市がふるさと納税の広報や資料作成をする際に、返礼品の画像、商品名、事業者名を掲載する場合がある。
- (4) 協力事業者は、本市のふるさと納税返礼品等の協力事業者であることを商品の宣伝や会社の PR に活用することができる。ただし、平成 31 年 4 月 1 日付け総務省告示第 179 号で禁止されている「返礼品等を強調した寄附者を誘引するための宣伝広告」や「寄附者による適切な寄附先の選択を阻害するような表現を用いた情報提供」は行わないこと。

4 申込方法等

応募者は、次の書類等をセットにして、電子メールで提出すること。
送付する電子メールは、1 件につきデータ容量を 3 MB 未満とすること。3 MB を超える

場合は、添付ファイルを複数に分けて送信するなど調整すること（分割送付の場合、件名の末尾に「①／②」、「②／②」を記載するなど、分割して送付していることがわかるように表示すること）。

（１）提出書類について

１品目ごとに、下記に定める書類（以下、「提案書」という。）を１セット提出すること。
（ただし、ア さいたま市ふるさと納税返礼品等登録申込書（誓約書兼同意書）（様式第１号）、オ 会社概要（様式第４号）については、同時に２品目以上の応募を行う場合、２品目以降は提出不要とする。）

ア さいたま市ふるさと納税返礼品等登録申込書（誓約書兼同意書）（様式第１号）
イ 返礼品等詳細情報（様式第２号）
ウ 地場産品基準確認票（様式第３号）
エ 地場産品基準に係る証明書（該当する地場産品基準が「３号」の場合のみ）
オ ３号工程表（該当する地場産品基準が「３号」の場合のみ）
カ 会社概要（様式第４号）
キ 返礼品等の画像データ（拡張子は jpg, png に限る。）

※書類提出後、返礼品等に関する質問事項の回答や補足資料等の追加提出を求める場合がある。

※画像データは、ポータルサイトの返礼品等紹介ページで使用することを想定し、返礼品等自体や物品の製造過程、作業現場、店舗紹介等事業者の提案で５枚程度提出すること。

※提案書に関しては、返礼品等としての採否にかかわらず、返却は行わない。また、応募に要する一切の費用は、協力事業者の負担とする。

※応募の辞退については、応募時の提案書を添付の上、電子メールの件名の先頭に「【辞退】」と記載し、本文に辞退の理由を記載すること。

（２）書類の提出先について

株式会社 J T B さいたま市ふるさと納税担当

E-mail : furusato-tax@jtb.com

メール件名：【さいたま市】新規返礼品事業者応募

※電子メール受信後、原則１週間以内に受付けた旨を返信します。

５ 返礼品等登録までの流れ

新規返礼品等登録までの流れは以下のとおりとなる。なお、総務省の確認申請等を行うため、返礼品の提供開始まで一定の期間を要する。

（１）審査・総務省への確認

応募された返礼品等について、本市において募集条件を満たしていることを確認した後、本市から総務省へ地場産品基準に適合しているかの確認を行う。（応募内容によっては、総務省の確認が得られない場合がある。）

（２）採否の決定・結果通知

総務省での確認が完了したものから順次、本市における返礼品の採否を決定し、結果を通知する。

(3) 契約・登録

協力事業者と委託事業者との間で返礼品等の提供に係る契約を締結し、本市が掲載するポータルサイトへの登録作業を経て、総務省での確認完了及び本市における返礼品の採用決定したもののから順次、ポータルサイトへ掲載となる。なお、本市における返礼品の採否の決定・結果の通知が行われるより前に、協力事業者と委託事業者間の契約締結及びポータルサイトへの登録作業に係る準備を進める場合、市はこれを妨げない。ただし、本市における返礼品の採否の決定結果に関わらず、採否の決定前に行われる事項に対し、市は一切の責任を負わない。また、採否の決定前に行われる事項に要する費用について、市は一切負担しない。

(4) その他

採用となった返礼品等を登録できる期間は、採用決定日の属する翌年度の3月末日までとし、事前に特段の申出がない場合又は「7 登録の解除」の各号に該当しない場合は、登録期間を1年間更新し、その後も同様とする。

6 登録内容の変更

- (1) 登録された事業者の所在地、名称、代表者、その他変更があったときは、「さいたま市ふるさと納税登録内容変更申請書」（様式第5号）を提出すること。また、変更する事項に応じて、様式第5号－1～3を併せて提出すること。
- (2) 前項の書類の提出があったときは、内容を精査の上、軽微な変更を除き、変更通知を送付する。
- (3) 原則として、変更申請書は変更希望日の1か月前までに提出すること。

7 登録の解除等

次の場合は、返礼品等の登録を解除し、ポータルサイト等への掲載を停止する。

- (1) 協力事業者が本市に返礼品等の登録について、取りやめを申し出たとき。
- (2) 協力事業者又は返礼品等が「2 募集条件」に規定する事項を満たさなくなったとき。
- (3) 国が定めるふるさと納税制度の内容や取扱の変更等により返礼品等としてふさわしくないと判断されたとき。
- (4) 返礼品等の生産、製造又は販売が廃止、又は中止されたとき。
- (5) 他者が生産する物品又は他者と共同で提供する役務を取り扱う場合に、本市のふるさと納税の返礼品等とすることについて当該他者の同意が得られなくなったとき。
- (6) 申込内容に変更があったにもかかわらず、その報告がされていないとき。
- (7) 申込内容に虚偽があったとき。
- (8) 本市又は寄附者に損害を及ぼす行為があったとき、又は重大な損害を及ぼす恐れがあるとき。
- (9) 返礼品等の品質等に対し寄附者からクレームが寄せられ、協力事業者の責任が重いと本市が判断したとき、又は同様のクレームが多発するとき。
- (10) 本市の問合せ等に対し、真摯な対応がなく、信頼関係が損なわれたと判断したとき。
- (11) その他、ふるさと納税制度の運用に重大な支障を来す行為があったとき。

8 個人情報の取扱い

- (1) 協力事業者は、返礼品等の取扱いにあたり、個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律及び関係法令を遵守すること。
- (2) 寄附者の個人情報は、返礼品等の送付以外の目的では使用しないこと。また、協力事業者でなくなった後においても同様とすること。

9 その他留意事項

- (1) 寄附者がさいたま市民である場合、返礼品等は送付できない。
- (2) 補助券・食事券や役務を提供する返礼品の提案は、原則、市外に事業所（店舗等）を有していない事業者に限る。
- (3) 同一商品について異なる事業者から提案があった場合や、既に返礼品として登録している商品について提案があった場合は、取扱い事業者の調整を行う場合がある。
- (4) 返礼品等は、寄附者が申込時に当該返礼品等を選択した場合に提供をお願いするものであり、買取りを確約するものではない。
- (5) 全国的に知名度が高い、又はメディア露出が多いなど、話題性の高い団体、施設、イベント等に関連するもの、多くの寄附者が選択している実績があるもの等については、本市の各種広報等において優先的に取り扱う場合がある。
- (6) 本市が広報活動を行うなかで、必要に応じ、協力事業者の返礼品等情報を広報事業者へ情報提供することがある。
- (7) 本市が行う返礼品等の広報については、寄附者からの受注状況や広報事業者からの依頼等に基づき、協力いただく返礼品等を適宜決定することがあるほか、掲載順序等は本市が決定する。
- (8) 登録された返礼品等を変更・辞退する場合は、原則、3 か月前までに委託事業者に連絡をすること。
- (9) 返礼品等に関して、寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し、解決に努め、その内容について委託事業者へ必ず報告すること。なお、品質等による補償や、クレーム対応については、市は一切の責任を負わない。
- (10) 協力事業者は、各々のホームページにおいて、ポータルサイトのバナー広告及びリンクを掲載するとともに、市外で協力事業者が参加するイベント時などにおいて積極的に寄附の呼びかけを行うなどし、本市のふるさと納税のPRに努めること。ただし、寄附者の適切な選択を阻害するような表現（「お得」、「コスパ（コストパフォーマンス）最強」、「ドカ盛り」、「圧倒的なボリューム」、「おまけ付き」、「セール」、「買う」、「購入」、「還元」など）は使用しないこと。
- (11) 本市が求める場合は、返礼品等を送付する際に本市が提供する資料を同梱すること。
- (12) 地場産品基準「3号」の返礼品については、地場産品基準に係る証明書で証明された内容（返礼品等の名称、本市内において生じた価値の割合、本市内において生じた価値の割合の算出方法、返礼品等の製造・加工地、本市における調達費用（返礼品等の価格）、一般販売価格）を、一覧表にして本市が管理するウェブサイトに掲載して公表するため、当該内容が公表されることを承知の上で申込をすること。
- (13) この要項に定めのない事項について疑義が生じた場合は、本市との協議による。

10 問合せ

この公募に関する問合せは、下記の問合せ先に電子メールで行うこと。なお、寄せられた問合せには、電子メールで回答するとともに、内容に応じて、さいたま市ホームページ上に回答内容を公表することがある。

【問合せ先】

株式会社 J T B さいたま市ふるさと納税担当

E-mail: furusato-tax@jtb.com

(令和4年9月30日施行)
(令和5年4月1日改定)
(令和6年3月5日改定)
(令和6年4月1日改定)
(令和6年9月30日改定)
(令和7年4月1日改定)
(令和8年4月27日改定)

(参考) 地場産品基準 (令和 7 年 6 月 24 日告示改正後)

- 一 当該地方団体の区域内において生産されたものであること。
- 二 当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
- 三 当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程（イ及び第五号において「製造等」という。）を行うことにより当該返礼品等の価値の過半が生じているものであって、次のいずれにも該当するものであること。ただし、当該工程が食肉の熟成又は玄米の精白である場合には、当該地方団体の属する都道府県の区域内において生産されたものを原材料とするものに限ること。
 - イ 当該地方団体の区域内において製造等を行うことにより当該返礼品等の価値の過半が生じている旨の証明（ロにおいて「証明」という。）が、総務大臣の定めるところにより、当該返礼品等の製造等を行う者によりなされているもの
 - ロ 当該地方団体が第一号寄附金の受領に伴い本号に該当する返礼品等を提供する旨を表示して当該第一号寄附金の募集を開始する日までに、当該地方団体によって、証明の内容が総務大臣の定めるところにより公表されるもの
- 四 返礼品等を提供する市町村又は特別区（以下この号及び第八号において「市区町村」という。）の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。
- 五 地方団体の広報の目的で製造等がされた当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、次のいずれにも該当するものであること。
 - イ 形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものの
 - ロ 指定対象期間の初日の属する年の前年の十月一日からその翌年の九月三十日までの間に、当該地方団体が広報の目的で自ら調達し、配布又は販売を行った実績（返礼品等の提供によるものを除く。）があるもの
 - ハ 指定対象期間において、当該地方団体が広報の目的で自ら調達し、配布又は販売を行う計画（返礼品等の提供によるものを除く。）を定めているもの
 - ニ 指定対象期間において、当該地方団体が返礼品等として提供する数量が、ロの配布又は販売を行った数量を超えないもの
- 六 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上であること。
- 七 当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるもの（宿泊（飲食を伴うものを含む。以下同じ。）の提供に係る役務を除く。）であって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。
 - 七の二 当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設であって、当該地方団体の属する都道府県の区域内においてのみ宿泊施設の運営を行う者が運営するもの（フランチャイズチェーン等の方式により、当該地方団体の属する都道府県の区域外に所在する宿泊施設のブランド名を冠するものを除く。）における宿泊の提供に係る役務であること。
 - 七の三 当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって前号に該当しないもののうち、次のいずれかに該当するものであること。
 - イ 当該役務の調達に要する費用の額が一夜につき一人当たり五万円を超えないもの
 - ロ 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項の規定により特定非常災害として指定された非常災害に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の属する都道府県の区域内の地方団体により提供されるもの（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第二条第一項の特定非常災害発生日から起算して一年を経過する日の属する指定対象期間において提供されるものに限る。）
 - 七の四 当該地方団体の区域内において地域のエネルギー源により発電された電気であること。
- 八 次のいずれかに該当する返礼品等であること。
 - イ 市区町村が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの

- ロ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの
 - ハ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されている物品及び当該市区町村を認定し、当該物品を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの
- 九 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。
- ※ 下線はさいたま市において追記。

(参考)

総 税 市 第 33号
令和 8 年 4 月 1 日

各都道府県ふるさと納税担当部長
各都道府県ふるさと納税市区町村担当部長 殿

総務省自治税務局市町村税課長
(公 印 省 略)

ふるさと納税に係る指定制度の運用についてのQ & Aについて (通知)

地方税法等の一部を改正する法律 (令和 8 年法律第 2 号)、地方税法施行規則及び地方税法施行規則の一部を改正する等の省令の一部を改正する省令 (令和 8 年総務省令第 44 号) 及び令和 8 年総務省告示第 145 号の公布に伴い「ふるさと納税に係る指定制度の運用についての Q & A」(令和 7 年 6 月 24 日付け総税市第 73 号) を改正しました。

同法のふるさと納税に係る改正規定の施行日を踏まえ、令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日までは別紙 1 によることとし、令和 8 年 10 月 1 日以降は別紙 2 によることとします。

各地方団体におかれましては、関係法令や告示・通知と併せ、本 Q & A にもご留意の上、適正にふるさと納税に係る指定制度の運用をされるようお願いします。

貴都道府県内市区町村に対してもこの旨周知するとともに、適切な助言・支援をお願いします。

なお、本通知は地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 245 条の 4 (技術的な助言) に基づくものです。